

総務産業委員会報告書

令和5年3月23日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 殿

委員長 山 本 成

令和5年3月23日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第60号 令和5年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第61号 令和5年度備前市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	なし

総務産業委員会記録

招集日時	令和5年3月23日（木）		本会議休憩中	
開議・閉議	午前9時42分	開会	～	午前10時22分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第1回定例会)の開催		
出席委員	委員長	山本 成	副委員長	内田敏憲
	委員	尾川直行		石原和人
		森本洋子		藪内 靖
		松本 仁		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	青山孝樹		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	産業部長	河井健治	上下水道課長	池本吉弘
審査記録	次のとおり			

午前9時42分 開会

○山本委員長 ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

***** 議案第60号の審査 *****

まず、議案第60号令和5年度備前市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

議案第60号について質疑を希望される方の発言を許可します。

○松本委員 これは、例によってまたマイナンバーカードのひもづけありですか。

○池本上下水道課長 今回の事業につきましては、スマートメーターを離島とか過疎地域について設置するという事業です。現在のところ、マイナンバーカードでのひもづけは考えておりません。

○松本委員 スマートメーター云々については、これはまたマイナンバーカードとの関係はないですか。

○池本上下水道課長 これについては、水道検針について効率化を求めるとか、見守りサービスということを目的として考えておりますので、現在のところではマイナンバーカードでのひもづけというのは考えておりません。

○尾川委員 このスマートメーターを活用した補助金というか、いつから申請して補正となったのか、その辺の状況を説明してください。

○池本上下水道課長 今回のこの交付金の補助申請につきましては、2月に行っております。それによって今回交付決定を受けたという形で事業が進んでおります。

○尾川委員 こういうのは、全国的に結構導入して採用されてきているのか。

○池本上下水道課長 ほかの事業についても説明があると思いますが、今回TYPE1、TYPE2、TYPE3、TYPEXという形で交付申請が行われております。その中で全国でかなりの数が補助採択されたという形で、全国の採択された事業を見てまいりますと、備前市と同じようにスマートメーターの設置について補助採択された事業がほかに2件ございました。

○尾川委員 これは、飲料水供給事業で何軒になって、導入というのを新たな管理はどういうふうに、台数と管理の方法、維持管理はどういうふうにしていこうとされているのか。

○池本上下水道課長 飲料水供給事業会計の対応になる設置戸数としては60戸を考えております。スマートメーターということになりますので、今まで各家庭を訪問してメーターを見て検針をしておりましたが、そういったものがいわゆる通信によってメーター読みができるという形になりますので、各家庭を訪問せずに水道の使用量の検針ができるという形でのメーターという形になります。

○尾川委員 そしたらかえって、これに書いてあるので付随、離れたところから利用者の安否確認というか安否状況把握ができるというふうに。それが月に1回でも検針に回って安否確認をす

るほうが、実際現場でそういうことをやったほうが効率的ではないのか。どちらかといったらオンラインで水道量が出ている出していないというだけでもって異常な状態、通常だったらまあ通常かなというふうに判断すると思うが、そのあたりのメリットは本当にあるのか。

○池本上下水道課長 従来の検針方式で訪問型の検針ということになると、実際に設置されているメーターの部分しか、蓋を開けてメーター読みをして帰ってくるだけという形になりますけど、今回のスマートメーターでの安否確認といいますと、例えばデータは毎日更新されてきます。通常であれば水道の使用が毎日幾らかあるものが、例えば数日間使用がゼロですよというようなことがあれば、その場合は住まれているのに水道の使用料がゼロという日が続きますよということは異常という、異常使用状態ということで、そこで警報を出すことができます。それによって、特に異常はございませんかということで連絡をすとか訪問するとかということにつなげていくということで考えております。

○尾川委員 そしたら、個人別でその使用量は今までのデータに基づいて、異常な反応を起したら、誰がチェックするのか。

○池本上下水道課長 メーターにそういった量の設定とかすることによりまして、例えばゼロの日を1日ですすのか、2日ですすのかということは設定によって変わってこようかと思えます。そういった異常の状態が検知されれば警報を出して、それをメールで通知するという形で、誰々さんのところがそういった警報が出ていますよということが通知をされまして、我々上下水道課のほうでもそういった警報を受けられますし、また市内のほかの福祉を担当している部署にもそういったことを今共有しております。そちらほうで受けて、例えば民生委員に協力をいただくとかという形で、誰々さんのところでこういう警報が出ていますよということで対応するということを今後詳しく検討していきたいと考えています。

○尾川委員 今言ったのを誰が見て、その異常を発見するのか。職員の人がするのか。

○池本上下水道課長 基本的に先ほど申しました通常の使用量ではない使用量が続くとかということは、その機械のほうでそういった設定を行いまして、自動的に警報が出るような形で……。

○尾川委員 その警報が出たら誰が見るのか。

○池本上下水道課長 メールで、例えば我々上下水道課のほうにそのメールが来ますし、メールの設定をしておけば福祉の担当課にも行く。もしくはそういった申請を受ければ御家族にもそういったメールを届けることが設定できるようになりますので、そういった警報が届くところはいろいろ設定をすることが可能です。

○尾川委員 職員がチェックするのか。誰が第一責任で、誰かが見なければ、異常信号が出たことをそのまま見過ごしたら結果生きてこないわけだから、仕事が増えることを心配している。

○池本上下水道課長 メールをチェックという意味で言うと、確かに確認する作業というのが増えてくるかと思えます。当然これは上下水道課のほうには必ずそういったデータが届くように設定はいたしますし、先ほど申しました福祉の担当の部署にも届くような形で考えておりますので、そちらで毎日チェックをしてということになろうかと思えます。

○尾川委員 結局それで実績があるところはケースとしてどこの自治体があるわけ。まだ実績がない、初めての導入ですか。

○池本上下水道課長 実績といたしましては、参考にさせていただいたのは北海道の安平町で既にこのデジタル田園都市国家構想交付金を採択されて、既に事業化されています。それ以外でもこういった水道だけでなく、こういったスマートメーターによる安否確認とか自動検針というのは、備前ではまだプロパンガスがほとんどですけど、都市ガスなんかのガスの検針とか、それから地区によっては電気の検針にもこういったスマートメーターを利用されているところはございます。よくコマーシャルでも今されているところがありますけど、例えば電気のポットを使用される使用されないで、今日使用されてないですよということが警報として飛ぶような設定ができるような機器も最近も販売されているのをコマーシャルで見ますし、またそういったいろんな見守りサービスに関したものはほかの機器についても検討されて今導入もされているところです。

○藪内委員 例えばゼロが続くと、もう自動的に検知してメールが送られるように設定するわけですか。

○池本上下水道課長 設定については、まだこれから実際にプロポーザルを開いて、業者が決まって、機器が決まってということにはなりませんので、その辺で詳細のことはまた決定していくこととなりますけど、現在予定として考えているのは、そういったゼロが続くとか、通常の使用量でない状態のものがあれば警報を出すというようなことで考えております。

○藪内委員 常にデータとしては残るわけで、やっぱり設定は後のこととして、やはりその担当の方がそのデータというかモニターを見なければ分からない、今のところは。

○池本上下水道課長 警報をメールで送るといった形の機器を考えておりますので、そういった異常があれば異常信号として、ここのおうちのメーターの信号が、水道使用量が今異常ですよという形で警報はメールで送っていただいて、別途いただく、メールを確認するというようなことを考えております。

○藪内委員 勘違いだったらごめんなさい。今でも何か、前、うちで水道が少しだけずっと出っ放しみたいな感じになっていて、それで何か注意とかお知らせをいただいた。そういうことは今でももうあるはず。

○池本上下水道課長 漏水の確認につきましては、通常今訪問して検針を二月に1回行っておりますけど、その検針のときに前の読みの使用量と今回の読みの使用量が大きく違っていたり増えたりする場合は、漏水の可能性がありますよということでお知らせをさせていただいていると思います。これは検針のときに初めて確認してということでお知らせをさせていただいておりますけど、例えばその漏水に関しましても、データというのは確認できますので、その上で二月ごとの検針以外のときでも早めに検知してということが可能になるかと思っています。例えば寒波なんかで漏水なんか冬場に起こりますけど、そういったときなんかそのデータを確認することで、ここのお宅で漏水しているんじゃないかということが早めに見て、そこに危険箇所ピンポイントで確認に行くとかということができるようになると考えています。

○松本委員 ちょっとよく分からなくなってきたけど、メールで確認するという事は、要は異常があったとあって、その家庭にメールを送るということですか。メールで確認というのはどういう意味なのか。

○池本上下水道課長 通常の検針のデータは、システムの中でシステム化されて水道の使用量がデータとして積算されていきます。それ以外で、先ほど申しました設定、いろいろ方法はあるかと思いますが、例えばゼロが続いたということで、ここは通常の使用量と見ますと異常な使用状態ですよということがそこで検知されれば警報を出す。その警報を出したところについてメールでどこどこ何番地の誰々さんは異常使用状態ですよというような形でメールが送られてくるという形で考えています。だから、使われる方皆さんにメールで来るのではなく、そういった異常が起きました、警報が出ましたという御家庭について、そこだけメールで警報として送られてくると考えています。

○松本委員 だから、そういう異常があった家庭についてメールで送るでしょう。そのメールアドレスはどうして分かるのか。みんなメールを持っているとは限りませんよ。

○池本上下水道課長 その御家庭にメールが行くというのではなく、システム上で異常が出たものについて、市役所の例えば上下水道課と福祉の担当課のところへメールが行くと。

〔「そういう意味ですね」と松本委員発言する〕

はい。もし御家族で高齢の方が、御両親が住まれています、離れたところに息子さんとか娘さんなどの御家庭が住まれているよというところに、そういった登録をいただければ、その御家庭にもメールを送ることはできます。だから、送ってくださいという登録をされることによって、そういった御家族にも安否確認の異常があった場合のメールを送るということは可能になります。皆さんに登録をいただければ、そこへ送るという手続ができるようになります。

○松本委員 どちらにせよ各家庭にメールが行くわけではなく、担当課のところへメールが行って、担当課の人がその家庭にメールが分からなかったら訪問するということですね。

○池本上下水道課長 基本的にはそういった形で考えております。

○尾川委員 確認で、この資料でこの飲料水供給事業については10分の10の補助率ということとで理解していいのか。

○池本上下水道課長 国交省の補助率は50%です。

○森本委員 委託先とか聞こうと思ったらプロポーザルというお話も出たので、この60戸、対象の人たちがスマートメーターを取付けになるまでの流れ的なものを聞いてもよろしいか。

○池本上下水道課長 スマートメーター、電子式のメーターを取付けして、それに通信機器がついてという形のものになります。まず、メーターについての購入は入札を考えております。それ以外のシステム構築とか通信機器、そういったものについては、よりよい方法を提案いただくということでプロポーザル方式で発注することを考えております。

○石原委員 やり取りの中で、このたびの補正予算での備品購入、メーター購入は60戸と言われたけど、飲料水のほうで今現在供給されているお宅はどれぐらいあって、ここで60戸です

か。飲料水ですから件数は少ないでしょうけど、以前いただいた資料でも、複数年程度かけて全戸水道スマートメーターを設置する旨の記述もございましたけれども、現状で全体で何戸あって、ここで何十戸で、今後についてというところをお聞かせいただければ。

○池本上下水道課長 飲料水供給事業で現在給水している戸数としては303件ございます。そのうち今回のスマートメーター取付けを考えているのが60戸。といいますのが、飲料水供給事業の中で今回対象としているのが大股、飯掛、寺山、この3地区について考えております。残ったものが鴻島になります。こちらにつきましては、電波状況を調査したところ、かなり電波が届かないというところが多くございました。特にもうそこに入居されてない方が大勢いらっしゃいますので、そういった御家庭に通信機器について説明をしてということは時間的にも非常に難しいと考えて、今年度については鴻島については対象地域から外させていただいて、まず設置ができるということでのこの3地域について設置するのを考えております。

○石原委員 新規事業の概要でスケジュールもお示しいただいておりますけれども、令和5年度後半でシステム構築や料金システム改修が見込まれておりますが、システム改修等になったら、また改めてそれに係る予算が提案されるという捉えでよろしいでしょうか。

○池本上下水道課長 今回補正予算を上げさせていただいているものは、全て今回の事業についてのものを上げさせてもらっております。ただ、システムの改修とかにつきましては、今回の事業の中で大部分が水道事業会計の対象ということで、それを分配してということも非常に困難です。システム改修とかの予算については水道事業会計のほうで上げさせていただきます。ということで、この飲料水供給事業会計の中では購入するメーターの費用と設置をする工事、こちらについて予算を上げさせていただいております。

○石原委員 まずはメーターを取り付けなければいけないわけだから、それはそこに係る予算でしょう。それから、以前いただいた資料、事業概要の資料の中で、メーターを取り付けてから先の話になるでしょうが、24時間駆けつけサービス、附帯サービスとして上げられて、離島は対応不可ですと。今おっしゃった中山間地、今回の範囲については、メーター取付け後、24時間駆けつけサービスは実施されるというところで捉えておってよろしいでしょうか。

○池本上下水道課長 24時間駆けつけサービスにつきましては、今回の事業で我々が導入するというものではなくて、民間業者のほうでこういったサービスを行っているところがございます。そちらのほうを設置された本人さんもしくは家族の方が希望される場合は、そこを個人の有料のサービスとして契約をされればそういったことも可能ということで上げさせていただいた。今回、我々の事業の中でこういったサービスを全て行うという形では考えておりません。

○藪内委員 今通信の状況が非常に悪いということで鴻島は保留ということですけど、先日の一般質問でリモート診療のことを聞いたときも、通信状況が悪いからできるところ、できないところがあると。それでいきますと、いつまでたってもできないところは放置というかほっとかれるじゃないですか。通信状況が悪いようなところですから、そこがまず最優先というか、何らかの措置を取らなければならないと思う。ですから、通信事情が悪いのであれば電話会社と相談する

とか、独自で何かできないのかとか、それを研究していただいたほうが、本当の意味ではそれが正なのではないかと思うが、どうでしょうか。

○池本上下水道課長 委員のおっしゃるとおりだと考えています。もちろん今回鴻島は対象からは今年度の事業としては外したわけですが、実は吉永の北の地域でも非常に通信状況が悪いところが何件かございました。これについては、また正式に実際設置をするときにもっと詳細な調査を、電波調査を行ってということになるかと思えます。その中で親機、子機での増幅器のようなものを設置してとかということも考えておりますので、そういったものを含めて検討していくことにはなろうかと考えています。

ただ、今回鴻島を外した理由としましては、島の半分ぐらい、かなりおうちが建っている、給水をしている戸数が対象範囲があまりに広いということで、そこまでこの年度内に、特にこの事業は5年度中に完了してしまわないといけない事業になります。そういったところ、特に住まわっていない方にそういった連絡をして、設置の方法について相談させてもらってというのはかなり厳しいと考えています。ということで鴻島について今年は断念したという形です。

それ以外の吉永の北の地域については、電波状況をもうちょっと詳細に調べながら、そういった方法、電波を増幅するとかという形で対応が可能という形で考えておりますので、今後そういった形で考えていこうと思っています。

○藪内委員 よく分かりました。期限が切られているのでしたらそれはもう仕方ないので、でも今後も最優先に、そういった吉永の奥地とか、日生の離島とか、そういうところをやっていただきますようによろしくお願いします。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第60号の審査を終わります。

***** 議案第61号の審査 *****

次に、議案第61号令和5年度備前市水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

議案第61号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○松本委員 この予算において、いろんな他会計補助金とかその他とかデジタル田園都市国家構想の交付金が充てられていますけど、これはもう申請して決まったのか。まだ決まってないです

か。

○池本上下水道課長 これはもう補助対象として内示をいただいております。

○松本委員 内示をいただいている。

○池本上下水道課長 はい、いただきました。いただいたということで補正予算を上げさせていただきました。

○石原委員 先ほどが60戸。水道事業会計では何台設置予定で見込んでいますか。

○池本上下水道課長 水道事業会計での対象の設置戸数ですけど、2,666戸考えております。

○石原委員 それはある程度エリアというか対象地域は絞られているのでしょうか。

○池本上下水道課長 やはり検針するのにその地区の中で残ってしまうと、じゃあまた訪問しての検針が残るということになってしまいますので、ある程度エリアを決めてという形で予定しております。

○石原委員 先ほどもありましたけど、複数年度かけて徐々に設置を進めていかれるのかなという捉えでありますが、2,666戸の対象地域、範囲は予算可決後これからということでしょうか。

○池本上下水道課長 やはり予算規模を設定するために、対象の予定地域というのはもう決めて一応数を算定はしております。

○石原委員 ちなみにどちらを想定されてのここの補正予算でしょうか。

○池本上下水道課長 水道事業会計といたしましては、島しょ部、それから東鶴山地区、久々井地区、三石地区、それから西鶴山地区の中の新庄地区と坂根地区を考えています。

○尾川委員 この導入で特に本人の負担もないだろうし、今オンラインで電話回線か何か知らないけど、そういうふうになると思うけど、本人の了解というのはどんな。もう強制的にメーターにつけていくから、別に大勢には影響ないという判断をしているのか。

○池本上下水道課長 基本的にはメーター交換は、メーターの計量法で交換期限は8年間に決まっております。定期的に8年ごとにメーターの交換が実施されていますけど、それにつきましては各交換対象の御家庭にはがきでいついつ頃にメーター交換にお伺いしますということで御通知はさせていただいております。ただ、もうメーターは基本的には家の外についているものですので、そのメーターについてはこちらのほうで予定期間で訪問させていただいて交換をしておりますので、基本的には同じように考えております。ただ、先ほどその電波状態の悪い御家庭については、また別途ものがついたりする可能性がございます。その辺につきましては、また御相談とかその地区での説明会とかを考える必要があるとは考えています。

○尾川委員 参考までに、今のメーターの値段と今度のそのスマートのメーターというか、要するに何か信号を送るようになると思うけど、そのあたり単価の違いはどのくらいあるのか。

○池本上下水道課長 メーターの値段につきましても、口径によってかなり大きな差があります。口径の大きいものは高くなりますけど、一般的な御家庭につけられる13ミリとか20ミリ

になりますと、通常のアナログメーター、通常今までついているメーターですと数千円。今予算見積を取っているもので、電子メーターになると1万三千円幾らというぐらい、倍以上ですね、3倍ぐらいになりましょうか。

〔「3倍」と尾川委員発言する〕

はい。値段にはなります。それにプラス通信機器がつくということで。

〔「通信料が」と尾川委員発言する〕

通信料というか、通信用の電波を飛ばす機械が別途必要にはなると思いますので、設置費用としては通常のアナログメーターに比べるとかなり高額にはなりますので、そういったことでこういった補助金を利用してという形での設置ということを考えました。

○尾川委員 通信料は、市のほうの負担ということですか。

○池本上下水道課長 通信料についても、今度はランニングコストという形になりますので、そういったものも、実際のシステムを今後プロポーザルで業者を決定していきますけど、そういったランニングコストもなるべく抑えるような形で今後そういったものを設定していくことは考えています。市のほうの負担になります。

○尾川委員 今8年と言ったけど、8年ぐらいはもつということで、8年には強制的に更新していかないと、当然通信回線というかそういう附属設備も8年に1遍、もつのかもたないのか知らないけど、短いと思うけど、そういう間隔でいいのか。

○池本上下水道課長 もともと水道メーターは計量法という法律の下で8年ごとには交換しないといけないということが決められております。8年ごとの更新ということで、同様にこのスマートメータにつきましても、やはり計量法の規定で8年間ごとには替えないといけないと思っています。通信機器のバッテリーとかそういったもの、大体メーカーに聞きますと約10年間もつということで、その8年間はもつというふうには考えています。

○尾川委員 パソコンと一緒に四、五年しかもたない、10年もつの、ちょっと確認で。

○池本上下水道課長 あくまでこれはメーカーに確認した上でのことですけど、その中間でバッテリーの交換が必要というようなことはないというふうに聞いております。大体10年ぐらいはもつということで、8年間のそのメーターの使用期限の間はもつというふうには考えています。

○尾川委員 市としたらもう8年ぐらいで更新していくという考え方をしていたのか。

○池本上下水道課長 法律の中の規定にはなりますので、特にそのデータによって水道の使用料、お金をいただくようなデータにはなりますので、やはりその法律に基づいた形で8年ごとには交換が必要だと考えております。

○尾川委員 そしたら、今度は市の100%負担になるわけですね。

○石原委員 説明書の12ページ、委託料のところ、2つの委託業務があるわけですがけれども、1つは取替え業務、もう一つのスマートメーター導入補助業務委託料について御説明いただければと思います。

○池本上下水道課長 上段に書いております量水器の取替え業務委託は、基本的には取替えのた

めの作業費用と考えております。メーターを購入して、先ほどの通信機器を取り付けたメーターを今あるメーターと取替えをするための作業費用と考えていただければと思います。

下段のほうのスマートメーターの導入補助業務につきましては、料金システムの改修費用、いろんなプロモーションツール、先ほどのメールを設定するとかそういったものの費用、それから端末、通信機器の設定、いろんな通信機器の加入料とか、電波の増幅工事、そういったものがこちらのほうに含まれると考えております。

○尾川委員 北海道の事例をまた教えてもらいたいのが一つ。それから、県内、当然今北海道をモデルにしているということだから、県内はどこも導入していないという理解でいいのか。

○池本上下水道課長 県内の導入状況ですけど、既にスマートメーターを導入されているのは岡山市、倉敷市等がございます。こちらにつきましても、岡山市、倉敷市は離島部分であるとか、やはり同様に山間部の検針が非常に困難な地域ということで、設置件数として11件とか18件という形でかなり少ないという状況にはなっています。

○尾川委員 何で身近なところで事例があって、北海道へ飛んで行って情報を入手したわけは。

○池本上下水道課長 先ほど北海道の安平町がそういった導入をしておりますということを申し上げましたけど、あくまでこれはネット上で調べて、このデジタル田園都市国家構想交付金のほうを使用されてこのスマートメーターを導入された事例があるかということで調査をすると、こちらの安平町が導入されていたので、あくまでこれは電話で連絡をして、それで情報をお伺いさせていただいたというだけです。

○尾川委員 それをまねするというわけではないわけか。まだ流動的なのか。

○池本上下水道課長 安平町は、特に雪が降ったりして検針業務が非常に困難ということで導入をされているようです。これについてはそういった導入事例があるということで、交付申請でどういった手続をされたとか、そういったことはお伺いしましたが、事業全体を、そちらをまねしようとは考えておりません。

○森本委員 うちの電気はもうスマートメーターになっているので、検針される方がもう徐々に電気関係はなくなりますと言われたわけですけど、今回導入された水道メーターになった場合、検針されている方、先ほど言われた地区の方は人件費とか人のほうで何か影響されるどころが出てくるのでしょうか。

○池本上下水道課長 現在、訪問検針をいただいている方の人件費については、こちらは削減されるものと考えております。

○森本委員 人数とかも影響ありますか。誰か辞めなくてはいけないとか、そこまではいかないですか。

○池本上下水道課長 こちらにつきましては、まだ詳細に、全て決定したわけではございませんのでそこまでは考えておりませんが、最終的に導入時点ではそういったことも協議してということで、検針業務で訪問がなくなりますということはお伝えしていくことになるかと思いません。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手による採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第61号の審査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会